

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 紋章を定める規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の紋章を定め、その使用範囲を明確にすることを目的とする。

（紋章）

第2条 この法人の紋章は、次のとおりとする。



（使用の承認）

第3条 前条の紋章を使用する場合は、事前に理事長の承認を得なければならない。ただし、この法人が都道府県網膜色素変性症協会（以下「都道府県協会」という。）と認定した都道府県協会が使用する場合は、この限りでない。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、紋章の使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。